

<p>(2) 環境創造型</p>	<p>(ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>(イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>(ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの</p> <p>シ 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための施設の改修又は修景</p> <p>ス 農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む。）し、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景</p> <p>セ 農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景</p> <p>ソ その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景</p> <p>タ 美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の改修又は修景</p> <p>ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除くものとする。</p> <p>(ア) 乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設</p> <p>(イ) 文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設</p> <p>(ウ) 個人、民間団体等が所有する施設及び土地（農地を除く。）</p> <p>(エ) その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの</p> <p>自然再生の視点に基づく次の整備とする。</p> <p>ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 植栽による法面・畦畔の被覆</p> <p>(イ) 法面の保護・補修</p> <p>(ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等）</p> <p>(エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備</p> <p>(オ) その他景観の保全施設の整備</p> <p>イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 水田魚道</p> <p>(イ) ビオトープ</p> <p>(ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巣ブロック等）</p> <p>(エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工</p> <p>(オ) 緑の回廊（植栽、植木等）</p> <p>(カ) 土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護工等）</p> <p>(キ) その他生態系の保全施設</p> <p>ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p>
<p>指定棚田地域保全整備</p> <p>㊦指定棚田地域保全整備</p>	<p>棚田の有する多面的機能（農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持のために指定棚田地域において行う次の整備とする。</p> <p>ア 指定棚田地域における棚田内において、都市住民との交流促進のために行う遊歩道等の改修及び修景</p> <p>イ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景</p> <p>(ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>(イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>(ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの</p> <p>ウ 棚田の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 植栽による法面・畦畔の被覆</p> <p>(イ) 法面の保護・補修</p> <p>(ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等）</p> <p>(エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備</p> <p>(オ) その他景観の保全施設の整備</p> <p>エ 棚田における生態系保全のために必要な次の整備</p> <p>(ア) 水田魚道</p> <p>(イ) ビオトープ</p>

- (ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等）
- (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工
- (オ) 緑の回廊（植栽、植木等）
- (カ) 土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護等）
- (キ) その他生態系の保全施設

オ ウ及びエの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備

カ 散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の㉓都市農山漁村総合交流促進施設のうちのアの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉖地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちのアからウまでの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちのアからウまでの施設、㉙教養文化・知識習得施設、㉚自然・資源活用施設、㉛高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設及び㉜景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型とし、次の要件を満たすものとする。

ア ㉙教養文化・知識習得施設については、以下に定めることについて配慮等するものとする。

(ア) 事業の実施に当たっては、文部科学省における学校外を中心とした農林水産業体験学習等に関する事業等との連携、協調に配慮するものとする。

(イ) 事業実施主体は、市町村の農林水産担当部局と教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとし、農林漁業体験、自然学習、滞在等に係る受入れ体制を整備するために地域内の農林漁業者、農家民宿経営者等の協力を要請するものとする。

イ ㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちのウの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちのイ及びウの施設並びに㉜景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型については、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とし、次の要件を全て満たす地域で実施するものとする。

(ア) 市町村により、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域

(イ) 環境創造区域

(ウ) 勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域

ウ ㉚自然・資源活用施設については、㉓都市農山漁村総合交流促進施設のうちのアの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉖地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちのアからウまでの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちのアからウまでの施設又は㉙教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。

エ ㉛高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設については、次の要件を満たすものとする。

(ア) 高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成7年4月1日付け7農畜第1804号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。）、市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく計画をいう。）等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。

(イ) 市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。

- (2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の㉓都市農山漁村総合交流促進施設のうちのイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちのエの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちのエの施設、㉙宿泊体験活動受入拠点施設、㉚教養文化・知識習得施設、㉛自然・資源活用施設及び㉜高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。

ア ㉓都市農山漁村総合交流促進施設のうちのイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設及び㉘自然環境保全・活用交流施設のうちのエの施設の整備に当たっては、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項に規定する市町村計画（交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。）に定める整備地区の区域であることとする。

イ ㉕地域連携販売力強化施設、㉚教養文化・知識習得施設及び㉜高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であることとする。

ウ ㉙宿泊体験活動受入拠点施設の整備に当たっては、次によるものとする。

(ア) 施設の整備については、地域が一体となって受入地域協議会を設立し、小学校1学年規模での子供たちを対象とした宿泊体験活動を行うものであること。

(イ) 事業の内容欄の(2)離れ、蔵、土蔵等改修については、子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合における必要最低限の新設・改修に限る。ただし、離れが母屋と廊下で繋がっている場合にあつては、廊下の改修を除く。

(ウ) 事業の内容欄の(3)宿泊体験活動施設整備については、子供たちを受け入れるために必要となる施設のうちの母屋にある既存の施設を改修するのではなく、宿泊させる子供の人数に見合った数量で、かつ、既存の場所以外の場所に増設をするものに限る。また、消防用施設等については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条及び条例で義務付けられている施設等に限る（ただし、規制緩和により義務付けを緩和されているものについては、この限りではない。）。

- エ ㉓自然・資源活用施設については、㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちのイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのエの施設、㉗自然環境保全・活用交流施設のうちのエの施設、㉘宿泊体験活動受入拠点施設及び㉙教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。
- (3) 1の(3)において実施できる事業は、1の表の㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのウの施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうちのイ及びウの施設、㉓自然・資源活用施設及び㉛景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型並びに(2)環境創造型のうちア及びイとし、次の要件を満たすものとする。
- ア ㉛景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型については、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 良好な景観形成に取り組んでいる地域であること。
- (イ) 農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点から踏まえたものとする。
- (ウ) 事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。
- イ ㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのウの施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうちのイ及びウの施設並びに㉛景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のうちア及びイについては、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 環境創造区域であること。
- (イ) 地域住民等による土地改良施設(土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設をいう。)等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。
- (ウ) ㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのウの施設及び㉚自然環境保全・活用交流施設のうちのイ及びウの施設を実施する場合には、㉛景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のうちア及びイのいずれかの事業と併せて行うものとする。
- ウ ㉓自然・資源活用施設については、㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのウの施設並びに㉚自然環境保全・活用交流施設のうちのイ及びウの施設に附帯する設備とする。
- (4) 1の(4)において実施できる事業は、1の表の㉜指定棚田地域保全整備とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第12条の規定の適用を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づくものであること。
- イ ㉜指定棚田地域保全整備のうちオについては、勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域で実施するものとする。
- ウ ㉜指定棚田地域保全整備のうちカについては、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する市町村計画(交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。)に定める整備地区の区域であることとする。

3 事業実施主体

- (1) 1の(1)の事業内容にあつては、都道府県は、1の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちのアの施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのア、イ及びウの施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうちのイ及びウの施設、㉙教養文化・知識習得施設、㉞高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設並びに㉛景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、農林漁業者の組織する団体及び地域再生推進法人は、1の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちのアの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのア及びイの施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうちのアの施設、㉙教養文化・知識習得施設並びに㉞高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、土地改良区は、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのウの施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうちのア、イ及びウの施設並びに㉛景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に、農業委員会及び漁業生産組合は、㉕地域連携販売力強化施設に、生産森林組合は、㉕地域連携販売力強化施設に、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちのアの施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのア及びイの施設、㉙教養文化・知識習得施設並びに㉞高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、教育委員会は、㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちのアの施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのア及びイの施設並びに㉙教養文化・知識習得施設に、PFI事業者は、㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちのアの施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのア及びイの施設並びに㉙教養文化・知識習得施設に、地方公共団体の一部事務組合は、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうちのアの施設に限るものとする。
- (2) 1の(2)の事業内容にあつては、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、PFI事業者、NPO法人及び地域協議会は、1の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちのイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのエの施設及び㉚自然環境保全・活用交流施設のうちのエの施設に、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体及び地域再生推進法人は、㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちのイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのエの施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうちのエの施設、㉙教養文化・知識習得施設及び㉞高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、受入地域協議会は、㉘宿泊体験活動受入拠点施設に限るものとする。
- (3) 1の(3)の事業内容にあつては、都道府県、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人は、1の表の㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちのウの施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうちのイ及びウの施設並びに㉛景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に限るものとする。また、㉛のうち(1)にあつては、農林漁業者の組織する団体は法人に限るものとする。

4 交付額算定交付率

- (1) 1の(1)で実施する事業のうち、㉔地域連携販売力強化施設については、本要領第1の2の(5)の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体又は地域材を利用する法人(林業交付金通知の別表2のIの1の7の(2)の①のエ及びオに規定する木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人をいう。)が事業を実施する場合においては、林業交付金通知の別表2のIの1の7の表の交付率欄の交付率に準ずるものとする。
- (2) 1の(1)で実施する事業のうち、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設並びに㉙景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型については、5.5/10とする。
- (3) 1の(3)で実施する事業のうち、㉙景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型に該当する場合、奄美群島は5.2/10以内、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設並びに㉙景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に該当する場合、七法指定地域等は5.5/10とする。
- (4) 1の(4)の事業内容にあつては5.5/10とする。

第2 森林資源利活用支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、以下に掲げる施設の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

- (1) 都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設
- (2) 地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉓都市農山漁村総合交流促進施設	特産品・文化財の展示、木材加工体験及び伝統文化継承等の都市と山村の交流の推進のために必要な機能を有する施設及びこれらの附帯施設の整備
㉔廃校・廃屋等改修交流施設	都市と山村の交流施設等として活用する廃校、廃屋等の改修等及びこれらの附帯施設の整備
㉔地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による林産物、木工品等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉗農林漁業・農山漁村体験施設	ア 木工芸体験施設、技術の伝承等のために必要な林業体験林、山菜園、きのこ園等の体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して山村に対する理解を深めるために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㉘自然環境保全・活用交流施設	林間広場施設(森林浴歩道、林間広場、キャンプ場、バンガロー、炊事施設、林間木製遊具施設等)、森林空間管理施設(総合案内施設、鳥獣保護施設、山火事防止施設、修景施設、連絡道、集落散策道、簡易給排水施設等)等及びこれらの附帯施設の整備
㉙教養文化・知識習得施設	林業・山村に対する理解を促進するための教養文化・知識習得施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉚自然・資源活用施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギーを活用した発電施設、地域活性化に資する給電施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉛高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の林業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
景観・生態系保全整備 ㉙景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した施設や周囲の景観に調和させるための施設等の整備又は修景及びこれらの附帯施設の整備 イ 自然再生の視点に基づき行われる生態系の回復や環境保全に資する施設(魚道等)、緑の回廊(植栽、植木等)等及びこれらの附帯施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の㉓都市農山漁村総合交流促進施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設、㉘自然環境保全・活用交流施設、㉙教養文化・知識習得施設、㉚自然・資源活用施設、㉛高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設及び㉙景観・生態系保全整備とし、次の要件を満たすものとする。

ア 特定市町村等の要件等について（平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知）における特定市町村又は準特定市町村であって、次のいずれかに該当する地域で実施するものとする。

（ア）振興山村地域

（イ）過疎地域

（ウ）特定農山村地域であって、林野面積の占める比率が75%以上、かつ、人工植栽に係る森林面積の占める比率が当該地域をその区域に含む都道府県の平均以上であるもの

イ ㉓自然・資源活用施設については、㉒都市農産漁村総合交流促進施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設、㉘自然環境保全・活用交流施設及び㉙教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。

（2）1の（2）において実施できる事業は、1の表の㉚地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設、㉘自然環境保全・活用交流施設、㉙教養文化・知識習得施設及び㉓自然・資源活用施設とし、事業実施に当たっての細則は次のとおりとする。

ア 森林保健機能増進計画認定地域において実施するものとする。

イ ㉘自然環境保全・活用交流施設のうち連絡道、集落散策道及び簡易給排水施設（以下「連絡道等」という。）については、当該地域の区域外においても整備できるものとする。

ウ 整備する施設は、原則として木造とする。

エ 対象地域は、原則として5戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうちの森林所有者の所有する森林の面積が当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住の促進に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。

オ 連絡道等以外の事業実施に当たっては、既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は必要最小限にとどめるものとする。

カ ㉘自然環境保全・活用交流施設のうち連絡道の整備に当たっては、都道府県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として実施するものとする。ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び関係都道府県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として実施することができるものとする。

キ ㉓自然・資源活用施設については、㉚地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設、㉘自然環境保全・活用交流施設及び㉙教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。

（3）事業実施に当たっては、可能な限り、高齢者や障害者等の利用に配慮した森林・施設の整備を行うこととする。

3 事業実施主体

1の（2）の事業にあつては、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。ただし、農林漁業者の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合は、林業の振興をその目的とするものに限る。また、森林組合であつて収支を伴う施設について単独で事業実施する場合にあつては、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針（平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知）に基づき、都道府県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。

第3 漁村振興支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、都市と漁村の共生・対流の促進、環境への配慮等の漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉒都市農山漁村総合交流促進施設	地域の総合案内機能、地域特産物・文化財等の展示機能等の多様な機能を併せ持つ総合交流施設及びこれらの附帯施設の整備
㉔廃校・廃屋等改修交流施設	都市と漁村の交流施設等として活用する廃校、廃屋、自治体所有の公民館及び幼稚園等の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備
㉕地域資源活用交流促進施設	漁村における名所、旧跡等の案内看板等及び海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設及びこれらの附帯施設の整備
㉚地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による水産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉗農林漁業・農山漁村体験施設	ア 自然環境豊かな漁村において、水産業等の体験学習を行うための体験学習施設、漁業体験等を行うための漁業体験用船舶、漁具保管庫等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して漁村に対する理解を深めるために必要な滞在施設、野営場等及びこれらの附帯施設の整備

自然環境等活用交流学习施設 ⑳自然環境保全・活用交流施設	釣り、潮干狩り、磯遊びの施設、自然観察のための遊歩道、海中公園、海中のライトアップ用の固定照明施設等及びこれらの付帯施設の整備
⑳教養文化・知識習得施設	漁業・漁村の理解促進に資する伝統文化の学習、自然観察等を行うための施設及びこれらの付帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉓自然・資源活用施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギーを活用した発電施設、地域活性化に資する給電施設等及びこれらの付帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉒高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	集落内公共施設等の段差解消、幅広歩道、集落内道路等及びこれらの付帯施設の整備
㉑船舶離発着施設	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（トイレ、休憩所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらの付帯施設の整備
㉔景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、歴史伝承施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及びこれらの付帯施設の整備 イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの付帯施設の整備

※ 事業の内容欄の付帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

本支援に該当する事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落を対象とするものとする。ただし、次の場合についてはこの限りではない。
 - ア 1の表の㉒地域資源活用交流促進施設（事業の内容欄の海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設（以下「海洋深層水体験施設」という。）を除く。）については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。
 - イ 1の表の㉒地域連携販売力強化施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ、情報発信の前進基地としてその取組の紹介やPR活動が併せて行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。
 - ウ 1の表の㉓自然環境保全・活用交流施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合は、海域も実施地域の対象とすることができる。
- (2) 海洋深層水体験施設は、次の条件を全て満たすものとする。
 - ア 引率・指導するインストラクターが常駐し、かつ、体験プログラムが策定され、それに基づいてのみ体験が可能であること。
 - イ 水産利用を主目的として整備された海洋深層水取水施設があり、当該施設より直接海洋深層水の入手が可能であること。
 - ウ 当該漁村の振興及び水産業の発展に資する施設であること。
- (3) 1の表の㉒農林漁業・農山漁村体験施設は、宿泊のみを対象とするものは交付の対象としない。
また、当該漁村の所在市町村以外の地方公共団体が漁村滞在施設を整備する場合は、当該所在市町村と十分な調整を図ること。
- (4) 1の表の㉓自然・資源活用発電施設については、㉑都市農産漁村総合交流促進施設、㉒廃校・廃屋等改修交流施設、㉒地域資源活用交流促進施設、㉒地域連携販売力強化施設、㉒農林漁業・農山漁村体験施設、㉓自然環境保全・活用交流施設又は㉓教養文化・知識習得施設に付帯する設備とする。
- (5) 1の表の㉔景観・生態系保全整備のうちアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に規定する景観地区においてはこの限りでない。

(参考様式1-1)

農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)事業実施計画

計画主体名	計画期間

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふる。

計画期間

・共同で作成する場合は、全ての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載すること。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠
-------------	------------------

II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第1評価指標の設定根拠		
第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第2評価指標の設定根拠		
第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第3評価指標の設定根拠		

評価期間(原則として3年間の効果発現状況を把握する期間)	評価報告予定年(評価期間の終了直後の9月末日まで)
令和 年 月 ~ 令和 年 月	令和 年

Ⅲ 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量削減目標	温室効果ガス排出量削減目標の設定根拠
---------------	--------------------

【記入要領】

全般

事業活用活性化計画目標

評価指標

温室効果ガス排出量削減目標・発電施設の整備を実施する場合に記載

※実施要領別記3の第2の1の(1)のイに記載の発電施設の単独設置を実施する場合、I及びIIは記載不要。

・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

・事業活用活性化計画目標の項目は実施要領別記3の別紙に掲げる項目から選択するものとする。

・評価指標の記載に当たっては実施要領別記3及び「事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について」により記入すること。

事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について

農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)を活用するに当たっては、実施要領別記3に定める事業活用活性化計画目標及びそれに対応する評価指標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。評価指標の設定に当たっては、項目ごとに以下に定めるところによるものとする。

1. 第1評価指標(必須)及び第2評価指標(任意)について

評価指標	事業活用活性化計画目標の評価指標の項目及び設定の考え方
1	<p>雇用者数(新規就農者等を含む。)の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域において整備された施設の常時雇用者数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>新規常時雇用者数(人) $= (\text{活性化計画により整備した施設における常時雇用者数(人)}【目標値】 - \text{既存施設等の常時雇用者数(人)}【現状値】)$</p>
2	<p>地域産物の販売額の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額(千円) $= (\text{地域産の農林水産物の販売額(千円)}【目標値】 - \text{地域産の農林水産物の販売額(千円)}【現状値】)$</p>
3	<p>定住人口の維持・増加</p> <p>○設定する目標は計画区域における転入人数の増加数、転出人数の減少数、転入人数の減少の抑制数又は転出人数の増加の抑制数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における定住人口の維持・増加数(人) = 転入人数の増加数 = (転入人数(人)【目標値】 - 転入人数(人)【現状値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人) = 転出人数の減少数 = (転出人数(人)【現状値】 - 転出人数(人)【目標値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人) = 転入人数の減少の抑制数 = (転入人数(人)【目標値】 - 転入人数(人)【予測値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人) = 転出人数の増加の抑制数 = (転出人数(人)【予測値】 - 転出人数(人)【目標値】)</p>
4	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数(人) $= (\text{滞在者数及び宿泊者数(人)}【目標値】 - \text{既存施設等の滞在者数及び宿泊者数(人)}【現状値】)$</p>
5	<p>交流人口の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における交流人口の増加数(人) = (計画区域外からの入込客数(人)【目標値】 - 計画区域外からの入込客数(人)【現状値】)</p>

注1: 目標値は、事業の効果発現後3年間の目標値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。

目標値の設定に当たっては、事業実施地区における過去の指標の推移や社会経済動向、関連する施策の状況等の事業以外の要因による影響等も勘案し、実現可能性のある合理的な目標値とすること。

注2: 現状値は、算出が可能な直近の3年間の実績値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。

(例: 活性化計画提出年度H28の場合、現状値は、H25=50、H26=100、H27=150を平均し100とする。)

注3: 予測値は、算出が可能な直近の3年以上の実績値に基づき、統計的な手法等により算出することとする。

注4: 評価指標1について、常時雇用者数は、厚生労働省の毎月勤労統計調査にて調査する常用労働者と定義される者を1年単位で算出した上で3年間の平均値を取ること。

※常時労働者とは、期間を定めず、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇い労働者で、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。

※常用労働者には、都道府県・市町村職員、事業主、法人の代表者及び無給の従事者は除くこと。

※小数第1位まで求めること(※小数第2位以下を四捨五入)。

(算出例①) 年間通して雇用する雇用者が、1年目5人、2年目及び3年目4人の場合: $(5人 + 4人 + 4人) \times 12ヶ月 \div 12ヶ月 \div 3年 = 4.33 \div 4.3$

(算出例②) 1年のうち、毎年4月から8月末までの5ヶ月間雇用する雇用者が、1年目3人、2年目及び3年目5人いる場合:

$(3人 + 5人 + 5人) \times 5ヶ月 \div 12ヶ月 \div 3年 = 1.81 \div 1.8人$

注5: 評価指標2について、比較する既存施設等がある場合には、目標値は新しく整備する施設における販売額とし、現状値は既存施設等における販売額とする。また、比較する既存施設等がない場合には、目標値及び現状値は、計画区域における農林水産物出荷額をそれぞれ算出するものとする。

注6: 評価指標3の転入人数及び転出人数は、注1から注3までに定める期間に、計画区域外から計画区域内へ転入した若しくは転入すると予測される人又は計画区域内から計画区域外へ転出した若しくは転出すると予測される人の合計値とする。なお、転入人数には二地域居住(都市の住民がその住所のほか農山漁村に居所を有することをいう。)をする者を含むものとする。

注7: 評価指標4について、活性化計画に地域連携販売力強化施設が含まれる場合は選択不可とする。

注8: 評価指標5の計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、全てを含めた入込客とする。

2. 第3評価指標(必須)について

事業活用活性化計画目標を評価するため、施設の利用計画等に応じて具体的数値目標を自由に設定する。

指標設定の例1 事業活用活性化計画目標: 子ども農山漁村の交流 第3評価指標: 小学生の自然体験教室開催〇回

指標設定の例2 事業活用活性化計画目標: 農林水産物等の販売・加工促進 第3評価指標: 新商品開発〇件

V 他の施策との連携に関する事項

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

【記入要領】

- ① 交付対象となる事業のうち、実施要領第16に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性を記載すること。
- ② 連携する施策名には、実施要領第16に掲げる施策を記載すること。
- ③ 事業メニュー名欄には、実施要領の別表2の事業メニュー名を記載すること。
- ④ 地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- ⑤ 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

農山漁村発イノベーション・交流促進・交流対策型）年度別事業実施計画の記入について
 年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

		記 入 上 の 注 意
項 目		
1	様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び以下の定めのあるものを除き行わないこと。
2	計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても、当初提出に係る年度のままとすること。
3	新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4	都道府県	「都道府県名」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名を記入すること。
5	計画主体	「計画主体名」の欄は、当該計画の計画主体名を記入すること。 なお、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記すること。
6	市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
7	地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領別記3別表1の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特定農山村地域、特別豪雪地域、急傾斜地畑地帯、奄美群島及び指定棚田地域とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
8	計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
9	離島振興計画	離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
10	輸出促進条件整備事業	「輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定規程」（令和2年4月1日農林水産大臣決定）に基づき認定を受けたGFPグローバル産地計画に従って実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
11	耕作放棄地の解消に向けた取組	計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
12	地域再生計画	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
13	まち・ひと・しごと創生審附活用事業	地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生審附活用事業として行う事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

記入上の注意	
項目	
14	定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
15	国土強靱化施策
16	農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクトに該当する場合は、「事業別内容」の項に「子ども農山漁村交流プロジェクトの取組」「11」、「高齢者の生きがい及び障害者の就労雇用を目的とする福祉農園等の開設整備にかかるとの取組」は「2」、「農泊地域協議会（別記4第1に規定する地域協議会）」は「3」、「みんなの廃校」プロジェクトの取組」は「4」、「重点『道の駅』の取組」は「5」、「シオパークによる地域活性化の取組」は「6」、「世界農業遺産・日本農業遺産による地域活性化の取組」は「7」、「世界かんがい施設遺産による地域活性化の取組」は「8」を記入すること。
17	女性の能力の積極的な活用に向けた取組
18	地域別農業振興計画
19	次世代農業農村振興計画
20	指定棚田地域振興活動計画
21	みどりの食料システム法に基づいた取組
22	「デジ活」中山間地域

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクトに該当する場合は、「事業別内容」の項に「子ども農山漁村交流プロジェクトの取組」「11」、「高齢者の生きがい及び障害者の就労雇用を目的とする福祉農園等の開設整備にかかるとの取組」は「2」、「農泊地域協議会（別記4第1に規定する地域協議会）」は「3」、「みんなの廃校」プロジェクトの取組」は「4」、「重点『道の駅』の取組」は「5」、「シオパークによる地域活性化の取組」は「6」、「世界農業遺産・日本農業遺産による地域活性化の取組」は「7」、「世界かんがい施設遺産による地域活性化の取組」は「8」を記入すること。

農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の積極的な活用について（平成24年4月20日付け経営第3691号農林水産事務次官官命通知）の基本方針に基づいた取組である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に定める地域別農業振興計画の支援事業に本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

国営農地再編整備事業実施要綱に定める次世代農業農村振興計画に本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第8条第2項に定める指定棚田地域振興活動計画に、本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

以下の①から③までのいずれかに基づいた取組を実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
 ①みどり法第16条第1項に基づき認定を受けた環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的計画
 ②みどり法第19条第1項に基づき認定を受けた環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
 ③みどり法第39条第1項に基づき認定を受けた基礎確立事業の実施に関する計画

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

記入上の注意

項目	
23	事業メニユー番号は、実施要領別記3別表2のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
24	事業メニユー名は実施要領別記3別表2の事業メニユー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ①複数の施設等の整備を計画する場合は、原則一つの事業メニユー毎、また、一つの事業メニユーの実施が複数の要件類別、支援及び事業内容（以下「要件類別等」という。）に該当する場合には要件類別等毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニユーの実施が複数の要件類別等に該当する場合には、交付額算定交付率において、要件類別等にあつては、「要件類別等番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③実施要領別記3別表2の事業メニユー⑬高生産性農業用機械施設により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニユー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
25	要件類別等番号は実施要領別記3別表3の事業メニユーに対応する要件類別等の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別等については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニユーに係る要件類別等（複数の事業メニユーの効果を増大する場合は代表の事業メニユーの要件類別等）を記入すること。
26	事業メニユー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」、「トマト処理加工施設：1棟、300㎡」、「農産物包装機械：1台」 棟 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」等
27	事業メニユーごとに、当該事業の実施期間を記入すること。 （例）令和2年度から令和4年度まで実施する場合は「R2～R4」と記載
28	事業実施主体の名称を記載すること。 （例）●●農業協同組合、●●農業生産有限会社、●●森林組合、●●漁業協同組合 等
29	事業メニユーごとの振興交付金の交付対象とならない事業費を含む総事業費を記入すること。
30	事業メニユーごとの振興交付金の交付対象となる事業費のみを記入すること。上限事業費が適用される場合は、上限事業費を超える額を含まない事業費とする。
31	事業メニユーごとの交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業ごとの交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。なお、千円未満は切り捨てることとする。
32	事業メニユーごとに、実施要領別記3の別表3に定める交付額算定交付率を記入すること。
33	事業メニユーごとに、交付対象事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。

記入上の注意	
項目	
34	前年度まで 事業メニュールごと、前年度までに実施した事業に係る全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
35	本年度 事業メニュールごと、本年度に予定している事業に係る全体事業費、交付対象事業費、交付金額、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度未進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内であることを留意すること。 また、「消費税仕入控除税額」の欄には、減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「交付対象事業費」、「交付金額」、「県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含む額を記入すること。
36	本年度までの累計 事業メニュールごと、本年度までの累計の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
37	翌年度以降（予定） 事業メニュールごと、翌年度以降の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
38	備考 備考欄には、事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
39	①事業費計 「全体事業費」、「交付対象事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」、「消費税仕入控除税額」の合計をそれぞれ記入すること。
40	②市町村附帯事務費 市町村附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については豊山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び豊山漁村発イノベーション整備事業の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日3農振第3019号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。
41	③県附帯事務費 県附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取扱い等については豊山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び豊山漁村発イノベーション整備事業の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日3農振第3019号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。
42	総合計（①+②+③） ①事業費計、②市町村附帯事務費及び③県附帯事務費の合計額を記入すること。
43	共同で計画作成を行う場合の内訳 計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体ごとに交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体ごとの内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目ごとに、①から③までに計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

事前点検シート

ふりがな	ふりがな	
計画主体名	活性化計画名	
計画期間 事業実施期間	年度～ 年度～	千円（ 千円）
活性化計画目標	事業活用活性化計画目標	

計画主体 確認の日付	年 月 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。 事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。 活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。			
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。			

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。			
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。 活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。			
1-5	事業の推進体制は確立されているか。			
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。			
1-7	計画期間・実施期間は適切か。			
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。			
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。			
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。			

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。			
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。			
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。			
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。			
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。			
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭			

	和 40 年大蔵省令第 34 号) 別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。				
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか。</p> <p>費用対効果分析の手法は適切か (農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業) 費用対効果算定要領 (令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号) により適切に行われているか) (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)</p> <p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。</p> <p>実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。</p>				
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記 3 に定める要件等を満たしているか。				
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。				
2-8	<p>施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。</p> <p>地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況 (現状と今後の見込み) を踏まえているか。</p> <p>近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。</p> <p>利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。</p> <p>施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。</p>				

	総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。 整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。 施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）。				
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。 地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。 生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。 1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。 6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。				
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。				
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。				
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検計済				

